



許可番号第05810003943号

産業廃棄物収集運搬業許可証

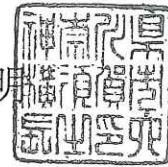
住 所 神奈川県横須賀市長沢五丁目3241番地

氏 名 環境衛生管理株式会社

代表取締役 吉田 光一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上 地 克 明



許 可 の 年 月 日 令和 3年 9月27日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 9月26日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上10品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（別紙のとおり）

3. 許可の条件

(1) 廃棄物の搬出入については、周辺的生活環境に支障を生じさせないように実施すること。

(2) 廃棄物の保管は、コンテナによる保管であること。

(3) その他、事業計画に記載のとおり行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 9月27日 許可の更新

令和 4年 4月 4日 積替え又は保管を行う場所の変更

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有



積替え又は保管を行うすべての場所の所在地

- ① 所在地 横須賀市長沢五丁目3232番地（工場施設内）
 面積 25.5㎡（保管面積 23.24㎡）
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 保管上限高さ 33.698㎡
 高 さ ー
- ② 所在地 横須賀市長沢五丁目3232番地（工場施設内）
 面積 310.46㎡（保管面積 6.6㎡）
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
 （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 保管上限高さ 12.21㎡
 高 さ ー

